## **食べログ事件にみるデジタルプラットフォームの「透明性」と「公正性」**

# 概要（詳細版）

2024/10/06

舟田　正之

食べログ事件の控訴審判決は、第1審原告（韓流村）の損害賠償請求を認めず、被告（食べログ側）の全面勝訴となった。同判決の判示には、説得的な部分と、疑問または不十分な部分の両方があると考えられ、本稿では後者の点のみを扱う。ただし、事実関係には不明な点が多く、本稿では、本件を素材に、デジタルプラットフォーム（PF）に対する競争法上の規制の一般的なあり方を検討する。

## 1．「一連の行為として有機的・一体的に」？

本判決は、「新ロジックの導入、本件変更及び本件影響度調整は一連の行為として有機的・一体的に適用される」とし、「その一部のみを取り出して個々の行為について独禁法違反行為等に該当するか否かを判断すべきである」という原告の主張を斥けている。

しかし、なぜ「その一部のみを取り出して」判断すべきでないのか、疑問である。本件変更の一部に、疑問のある指示がなされているかどうかが争われているのであるから、その部分を取り出して判断するのが当然であると思われる。

また、本判決は、上を前提に、本件変更行為等は合理的な目的と内容であるとするが、その理由づけは不十分であり、説得力に欠ける。

## 2．有力**PFに**対する透明性・公正性・競争可能性の要請

有力なPF事業者による、評点などの評価、検索結果の表示順位、ランキング等（以下「評価」）の表示は、PFを利用する消費者と利用事業者に重要な影響を与える。

EUの諸制度と議論が示しているように、有力PFに対する**透明性**（transparency）の要請は、**公正性**（fairness）、**競争可能性**（**contestability）**と密接に関連している。PF利用事業者は、PF事業者が設定したルールやアルゴリズムの概要に関する情報を適切に受け取ることができることによって、はじめて自らの利益や権利を守り、PFの場における革新的な取組や企業努力から生じる利益を適切に獲得する能力を持つことができる。

有力PFは、恣意的な評価を防止し、利用事業者に予測可能性を与えるために、評価を決定する主なパラメータ（本件ではチェーン店の評価を示す指標等）を事前に概説すべきである。利用規約を変更する場合には、事前に利用事業者に通知するなど予測可能性を高め、利用事業者が自らの利益や権利を守り、自由な自己展開を可能にするような法的地位を正当に確保することが要請される。

## 3．優越的地位の濫用における「抑圧性」の意味

本判決は、本件変更等の実施によって、原告の事業活動が「従前よりも制限された」という事実はなく、「原告の取引主体としての自主性を抑圧する行為であるとまではいえない」、とする。

しかし、優越的地位の濫用は、取引の相手方の自由や事業活動を「制限」するとか、直接的に抑圧的な行為を行うなどに限られるものではない。一方的に取引条件等を押し付け、それが取引の相手方にとって不当に不利益なものであれば、優越的地位の濫用に当たる。なお、ここで「不当に」か否かは、公正競争阻害性の有無として判断される。

## 4．公正競争阻害性1----「あらかじめ計算できない不利益」

有力PF事業者は、利用事業者の予測可能性を向上させ、評点・ランキングメカニズムの機能をよりよく理解させ、商品・サービスの提示（presentation）、または商品・サービスに固有な特性を改善することを可能にするために、評点やランキングを決定する主なパラメーターとそのウエイトを開示すべきである。

PF利用事業者に対する取引条件変更時の事前通知と、それに対応するための十分な準備期間については、透明化法等おいて各種の議論が積み重ねられており、それらを踏まえた検討が必要である。

## **5．公**正競争阻害性2----「合理的であると認められる範囲を超えた負担」

　優越的地位の濫用に関する公正競争阻害性の有無は、その規制趣旨である、取引主体の「自由かつ自主的な判断」の保護ということを基礎に、「行為の意図・目的、態様、不利益の内容・程度---等を総合的に考慮」（本判決）しつつ,当事者間の「利益衡量」によって判断される。

仮に、本件において、チェーン店ということを理由に評点を下げたことが恣意的または不合理なものであれば、利用事業者の「自由かつ自主的な判断」を阻害するおそれがある。

## 6. 評点を表示するPFの責任、利用事業者の「法的保護に値する利益」

今日のデジタル社会で果たしている機能と影響力を踏まえ、有力PF事業者に対して、透明性と公正性が要請される。評点に関するアルゴリズムの変更につき、目的・手段について合理的ではないと認められる場合には、利用事業者の法的保護に値する利益を害する、と解される。

この法的利益は、本判決が扱っている不法行為法上の利益に限られず、優越的地位の濫用規制における取引の相手方に関する競争法上の保護法益でもある。